



よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

第 1 期中期目標期間 事業報告書

平成 1 9 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

総
JR
07-002

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定、平成17年3月7日改訂）」に基づき、第1期中期目標期間（平成15年10月1日～平成19年3月31日）の業務実績についてまとめたものである。

独立行政法人 国際協力機構

第1期中期目標期間 事業報告書

(平成15年10月1日～平成19年3月31日)

I. 独立行政法人国際協力機構の概要

1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成19年3月31日

2. 業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(2) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
 - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
- ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
 - イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
- 五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。
- 六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
 - 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
 - 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。
 （独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

3. 沿革

- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送付と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融资、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。
- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。
- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送付業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

Ⅱ. 第1期中期目標期間における事業実施状況

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営における機動性の向上

機構は、平成15年10月に独立行政法人国際協力機構として新たなスタートを切り、16年3月には「JICA改革プラン（JICAの新たな方向性）」を発表して、「現場主義」「人間の安全保障」「効果・効率性と迅速性」という3つの視点による本格的な改革に着手した。

これは、独立行政法人として達成すべき中期目標・中期計画を前提として、また、政府開発援助（ODA）を担う援助実施機関として国の開発援助政策を踏まえながら、より質の高い事業を効果的かつ効率的に実施していくために進むべき方向を、内外に対して明らかにしたものである。

この中で機構は、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するために不可欠である「現場主義」を改革の大きな柱として掲げ、現場の目や現場のリソースを活かすシステム、すなわち在外主導の事業運営を実現することを打ち出した。

その方策として、第一に、本部から在外へ大幅に人員を移すこととし、具体的には、第1期中期目標期間中（18年度末まで）に在外事務所の人員を約200人増やし、本部と在外の人員比率を同程度にするという内部目標を立て、18年度末までに195人の人員のシフトを実行した。

また、事業の中核となる事務所（30事務所）について、大幅に権限を強化することとし、案件の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が主導して行う事業実施方法として、17年4月に「在外主管制度」を導入した。第1期中期目標期間中、同制度による実施案件は、金額ベースで全体の約4割となったほか、在外事務所による案件別事後評価については自己目標としていた44カ国（14年度比30カ国増）を上回る48カ国で導入した。

併せて、16年度には、6カ国（タイ、フィジー、メキシコ、ケニア、セネガル、南アフリカ共和国）の事務所に「地域支援事務所」としての機能を付加し、地域支援事務所から域内の在外事務所に対して、プロジェクト形成等特定課題における技術的支援や、経理・調達業務支援を実施した。

さらに、在外事務所による予算執行の権限拡大の観点から在外事務所の契約担当役化を進め、18年度末までには、自己目標としていた42事務所（14年度比30事務所増）を大きく上回り、全54在外事務所について契約担当役化を実現した（在外体制の再編で見直し対象とされた2事務所（オーストリア、英国）を除く）。

これらの在外強化を支えるための基盤の整備・充実も図っており、国際情報通信網（JICA-WAN）による本部と在外事務所との常時接続の確保、「経理業務統合システム」の導入（18年3月）、経理業務の支援強化を目的とした本部内の「経理支援グループ」の設置などを行った。

また、開発途上国のニーズを的確に把握するための援助関係者等との連携として、ODA中期政策にも掲げられている現地ODAタスクフォース（18年度末までに73カ国で設置）の枠組みに積極的に参加し、機構が有する開発に関する専門的な知見に基づいて中心的な役割を担うとともに、在外主導の案件発掘・形成支援等を進めた。

これらの在外強化の取組については、18年10月に中間総括を行った。その結果、案件立ち上げの迅速化や相手国等関係者とのコミュニケーションの強化など、期待された多くの効果が確認された一方で、在外主導を完成し定着させる上では、事業の質の向上の観点から、在外と本部の役割分担をより明確にする必要性なども認められた。第2期中期計画においても引き続き、一層の在外強化を目標として設定しており、この中間総括で抽出された課題についてもさらなる取組を行うこととしている。

また、JICA改革プランに基づき16年4月に実施した組織改編では、意思決定過程の簡素化及び迅速化を目指し、チーム制の導入及び従来の課長代理以上のポスト数を約1割削減するフラット化を実行した。併せて、決裁基準の変更を行った結果、主要な事業について案件実施の枠組を決定する決裁プロセスでは、意思決定関与者数および所要日数のいずれも4割以上の削減を実現した。さらに、分野別及び協カスキーム（手法）別に事業を実施する8部体制（技術協力プロジェクト担当5部、開発調査担当3部）を開発課題別の5部に改編することで、開発課題を軸とした総合的な取組を推進する体制を整えた。

このように、現場主義に基づく在外強化と機動的な組織運営を独法 J I C A の基本として、J I C A 改革プランの下で中期目標を超える取組を展開した。

(2) 業務運営全体の効率化

機構は、効率的な業務運営の環境を確保するため、制度や手続きを見直すとともに電子化を進め迅速化を図った。専門家派遣では、短期に派遣される専門家の健康診断の簡素化などにより派遣手続きに要する日数を 20 日間程度（14 年度比 15 日、43% の減）に縮減した。また、17 年度には本部担当部内の派遣支援センターにおいて派遣、待遇や福利厚生等に関する事務手続きを一元的に行うワンストップサービスを開始したところ、事務合理化のみならず、専門家に対するサービスの向上にも繋がっており、多くの専門家が対応に満足していること（アンケート回答の 88%）が確認されている。研修員受入では、16 年度以降、集団研修コースの応募要項の電子化を進め、要項作成から在外事務所が受理するまでの日数を 9.7 日（14 年度比 16.3 日、63% の減）まで縮減した。また、研修員受入支援センターを設置し、受入手続きに関する在外や国内機関からの照会窓口や事務手続きを一元的に行うこととし、一層の事務合理化を推進している。コンサルタント契約については、制度の見直しやプロポーザル審査の一部電子化などにより、公示から契約手続きまでの所要日数を平均 62 日（14 年度比 10 日、14% 減）に短縮した。併せて、精算手続きについても、精算作業の正確性を担保可能な範囲内で簡素化する制度見直しを行い、コンサルタント契約を含むプロジェクト件数が年々増加する中で、18 年度には平均所要日数を自己目標値の 33 日（14 年度比 4 日、10% 減）まで縮減した。また、内部及び外部連絡文書についても関係者と調整し、文書の廃止等も含めて事務の合理化を図った。

事務効率化のための外部委託の導入については、職員の給与計算事務等を新たに外部委託した一方、特に関連公益法人との契約について、随意契約に関する国の取組（「公共調達適正化について」平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）等を踏まえて不断の見直しを行うべく、18 年 10 月に、関連公益法人との随意契約を対象とする総点検（緊急点検）を実施した。その結果、これらの契約については、原則として 19 年度以降順次、一般競争入札、プロポーザル方式契約等、競争性のある契約へ移行することとした。

独立行政法人に課せられた使命として、機構全体で経費の効率化に真摯に取り組み、中期計画で設定した水準以上の削減を行ってきたが、これは、ODA 実施機関として開発援助事業の質を確保し向上させることが内外から強く求められる中、現場のニーズに応えたきめ細かい事業を行っていく上で、極めて重く厳しい課題であった。

業務経費では、事業の主要な投入の単位当たり経費を中期目標期間中に 10% 程度効率化することとし、18 年度までに専門家派遣、研修員受入、機材調達、調査団派遣、コンサルタント調達、印刷製本の全ての項目で数値目標を達成し、一部は前倒しで大幅に超過達成し、それを維持した。個別に見ると、専門家派遣では、要請案件の事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、同様の協力効果が期待できると考えられるものについて短期派遣で対応することなどにより、新たに長期に派遣する専門家の人数を 10% 削減することとし、18 年度には 14 年度実績に対して 45%（246 人）減とした。専門家の手当等についても、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進めることとして、住居手当制度の見直しのほか、プロジェクト業務調整員やボランティア調整員といった事業支援要員を対象として学歴年次でなく職務内容に応じた報酬体系とする新格付基準を導入した。これらの見直しにより、18 年度の経費削減効果の試算では、合わせて約 6.9 億円の減を達成した。

研修員受入事業では、各国内機関における研修実施時期の平準化により、研修員の一般ホテルでの宿泊を減らすよう努めるとともに、効率的な研修日程を組み本邦受入日数の短期化に繋がったことから、研修員一人当たりの滞在経費を 5% 削減する目標に対して、18 年度には 18%（113 千円）減を達成した。

機材調達の効率化については、供与機材に関し、在外強化の一環で在外事務所への権限委譲により現地調達を促進したことに加え、事業として政策支援等ソフト型の案件が増えたことにより機材の投入額が減少している傾向も影響し、案件一件当たりの供与機材費について、18 年度に

は46%（11,227千円）減、諸経費は76%（456千円）減の削減を実現した。また、専門家の携行機材として特にパソコンの購入量の削減を進め、併せて、現地調達の促進により、専門家一人当たりの携行機材費を18年度には75%（413千円）削減した。

調査団派遣経費については、機構が直接派遣するものについて、テレビ会議の活用や、在外強化の中で在外事務所が協議や調査を代替するケースを増やし、また、新設の経済的な路線への切替による航空賃の節減にも努めた結果、18年度の調査団一件当たりの所要経費は1,641千円となって12%の削減を実現した。コンサルタントの調達経費については、定型的な要素が多い業務を対象に契約相手先選定における価格加味割合の拡大などの合理化に努め、18年度に1案件当たりの経費は131百万円となり、10%の削減目標を達成した。印刷製本費も、報告書の電子化の促進や印刷製本を要する報告書種別の整理などを行い、18年度では45%（403百万円）の削減を達成した。

一般管理費については、本部の管理経費を10%効率化する目標に対し、本部賃借料、公用車経費、パソコンリース代などの削減のほか、外国出張経費や通信費の節減等に努めるとともに、国家公務員に準じた人件費削減の取組も併せて進めた。その結果、17年度に10.3%減として前倒しで目標を達成し、その後も引続き取組を強化して、中期目標期間終了までに11.2%（1,182百万円）の効率化を実現した。

（3）施設、設備の効率的利用

国内機関については、第1期中期目標期間中、全機関を対象とする「総合的あり方調査」を実施した。その結果も踏まえつつ、17年3月に、国内事業の改革と国内機関の再編を柱とする「JICA改革プラン第2弾」を発表した。この改革方針に則り、各機関のリソース、施設・設備を踏まえ、研修員受入事業、市民参加協力事業をより効率的、効果的に実施できるよう機能と配置の見直しを進め、首都圏の国内機関については、東京国際センターに研修員受入業務を集約させるとともに、広尾青年海外協力隊訓練所の位置づけを見直し、市民参加協力推進のための全国的な拠点「JICA地球ひろば」に改編した。

このような組織全体での改革を推し進めるとともに、国内機関毎に利用者数向上のための計画を策定の上着実に実行し、研修事業では研修実施時期の平準化、市民参加協力事業では拡充に向けた様々な方策を進めることにより、施設全体の利用者数は18年度には15年度実績に比べて19.1%（58,146人）増の36.2万人に上った。特に18年4月に開所したJICA地球ひろばの利用者数が延べ66,500人となるなど、改革の効果が現れた結果、中期計画で定めた目標値の5%増を大きく上回った。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）総論

機構は、ODA実施機関として、ODA大綱及び中期政策、国別援助計画を始めとする政府の開発援助政策や国・地域別、分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助ニーズを踏まえて、国際約束に基づく事業を効果的に実施することが求められている。第1期中期目標が示された際、同目標の冒頭に述べられているとおり、国際社会における地球規模の問題や開発課題への取組において、開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が急速な進展を見せており、特にミレニアム開発目標（MDGs）として貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標が設定されたことや、平和構築支援の重要性、緊急性を背景として、機構としても一層質の高い事業の実施に努めるよう指示されたところである。併せて中期目標では、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持や理解を得る必要が高まっている点を指摘した上で、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保の観点から、機構が効果的、効率的に事業を行うことを求めている。

その中で機構は、16年3月に「JICA改革プラン（第1弾）」を発表し、「現場主義」に基づいた事業展開を図ってきた。具体的には、開発途上国の重要な開発課題や援助ニーズを的確に把握し、総合的に解決するアプローチとして中期的なプログラムを設定した上で、その具体的な方策（協力案件）として優良なプロジェクトの形成に繋げてきた。併せて、他の援助国や国際

機関との間で連携・協調を積極的に進めつつ、我が国のODAの強みを発信してきた。

さらに「JICA改革プラン（第1弾）」ではもう一つの大きな柱として「人間の安全保障」を掲げ、事業での実践に向けた取組を進めてきた。具体的には「人間の安全保障」のアプローチの概念整理や参考となる事例の取りまとめを行うとともに、事業関係者の理解促進のための研修や、平和構築支援など緊急性の高い事業を迅速に計画し実施に移す「ファスト・トラック制度」の導入など、実施体制の整備を図った。さらに、国際シンポジウム、広報誌等を通じた「人間の安全保障」の考え方の紹介にも努めた。このような取組の結果として、18年度に実施した新規協力案件に係る要望調査では、人間の安全保障の考え方が特に強く反映された技術協力プロジェクトが約2割を占めている。

また、我が国ODA全体としての質と効率を向上させる観点から、資金協力との連携の強化に努めるとともに、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、機動的な協力を行うため、NGO等との連携、協働も進めた。

機構が事業を実施する際に求められる国民の支持や理解、説明責任等の観点からも、様々な取組を進めた。

情報の公開及び個人情報保護については法律に従い適正に対応した。

広報活動においては、全国を巡回して平和の大切さと一人ひとりにできる国際協力を市民とともに考える「ピース・トーク・マラソン」を全都道府県で、地元新聞社とも連携して開催したほか、広報面でも重要な資産である専門家やボランティアなど開発途上国の現場で活躍する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信を重視して、わかりやすく、積極的な情報発信に取り組んだ。

業務運営における環境及び社会への配慮として、環境社会配慮ガイドラインの改定を着実に実行し遵守するとともに、独立行政法人の本部組織としては国内初となる国際環境規格認証（ISO14001）を取得し、その後、全国内機関で取得、維持してきた。

また、開発援助における男女共同参画推進のため、機構内に「ジェンダー主流化実施体制」を導入し、その定着に向けて、研修の実施や遠隔自習教材の開発に加え、在外を含む各部・機関にジェンダー担当者を配置して、関係者の理解促進を図るとともに、現場での実践を進めている。

さらに、事業評価については、客観的かつ体系的な評価を行うため、評価実施体制を整備するとともに、評価結果の迅速な公開、評価内容（提言や教訓）の新たな事業へのフィードバック、外部有識者・機関による評価等を着実に進めた。中期計画では外部有識者等が事後評価に参加した割合を50%以上とすることを目標に掲げており、16年度以降継続して50%を上回っている。

（２）各事業毎の目標

（イ）技術協力

機構が行う技術協力事業は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、これを効果的、効率的に実施することが中期目標として定められている。

そのため、機構は、開発途上国の能力開発の有効な方法であり、また、援助リソースの拡大や域内協力の促進にも繋がる南南協力支援の充実を図ることとし、第三国研修（開発途上国が近隣諸国等から研修員を受け入れる）や第三国専門家派遣（協力対象国に他の開発途上国の人材を専門家として派遣）などの件数を増加させたほか、帰国研修員同窓会（全世界で112団体）等の開発途上国の人材・組織のネットワークの強化を図った。また、民間のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業を推進するとともに、国・地域別、課題別に設置する支援委員会について学識経験者やNGOの参加を求め、様々な提言、助言を得た。さらに、協力案件を速やかに実施するとともに、その実施にあたっては、投入要素の組み合わせ、量及び時期を適切に決定するため、在外強化やプログラム化の推進などに取り組む中で、事前調査の質の向上や投入要素に関連する情報の蓄積と活用のための体制整備に努めた。具体的には、事前調査では、案件の目標や活動範囲、必要となる投入見込みを明確にしつつ、案件の妥当性や自立発展性を的確に評

備するよう、調査項目の標準化やコンサルタントの活用による分析の精緻化などに取り組んだ。また、専門家、調査団員、研修員、機材等の各種情報の蓄積、活用については、18年度から事業管理支援システムを本格的に稼働させ、従来は別々のシステムで処理されていた事業情報を集中させるとともに、予算執行管理とも連動した一体的な情報管理を進めた。

研修員受入事業については、中期計画において、集団研修コースの質の向上のため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、それを基準として達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、その評価結果に基づいてコースの改廃の検討を含めた改善策を講じることを目標として定めた。この目標達成に向けて取組を進めるとともに、さらに、17年3月に「JICA改革プラン（第2弾）」を発表し、開発途上国のニーズに的確に即応できるよう研修事業を再編する方針を打ち出し、開発課題別の「グランド・デザイン」を作成した。これは、開発課題毎に、開発途上国の問題解決に必要となる研修ニーズを分析し、既存の研修コースを基に、重複しているコースやニーズに対応できていない領域を整理した上で、研修コースの改廃や新設、再編案を検討するとともに内容の改善を図るための3年程度にわたる計画である。18年度には、このグランド・デザインに基づき、複数の国・地域から研修員を受け入れて課題別に行う研修の改廃、新設について検討を行い、23件の廃止とともに14件の新設が決定され、研修コースの厳選化が進められた。また、研修事業における課題別アプローチの強化の観点から、改革プラン第2弾のもう一つの柱である国内機関の再編の一環として、18年度から分野・課題毎に幹事役の国内機関を指定し、その分野・課題に関するグランド・デザイン案の作成や国内のリソース（人材、教材など）に関する情報の整理を進めてきた。このように、研修員受入事業については、中期目標をさらに深掘りした取組を展開した。また、帰国した研修員が自国において研修成果を活かした活動ができるよう現地セミナーの実施を支援するなどのソフト型のフォローアップを充実させ、18年度に実施した件数は180件（14年度比74件、70%増）に上った。

技術協力の担い手として、案件に相応しい質の高い専門家やコンサルタントを適正かつ速やかに選定するために、専門家選定のガイドラインの策定及び改定や公募の審査基準の見直しを行った上で、これらに沿った透明で公正な人選に努めた。加えて幅広い人材確保の観点から、専門家候補者の登録について、民間からの登録を積極的に働きかけ、登録者数も18年度末には累計8,492人と大幅に増加した。また、コンサルタント選定についても、実績評価表の改訂や実績評価結果の当該法人への通知を始めとする制度や手続きの改善を進め、業務の質を確保しつつ参入を促進して競争性の向上に努めた。

（ロ）無償資金協力

機構は、無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務を行っており、各種ガイドラインを整備するとともに、事業の実施を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）に対して、ホームページや説明会を通じて事業関連情報を広く公開し、積極的な参加を呼びかけた。また、調達プロセスにおける競争性を高める観点から、被援助国政府を支援する形でコンサルタントが手続きを行う応札者の事前資格審査において、審査基準の全項目を厳格に満たしていない場合でも総合的見地からの判定を行うよう奨励し、適正な事業実施が担保される範囲内で入札参加の可能性を高める措置を講じた。さらに、第三者による技術的監査を抜き打ちで実施し、適切な事業実施の促進に努めた。

（ハ）国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、短期派遣制度などの参加方法の多様化、新規職種の設定等の取組を進めた結果、18年度のボランティア事業への参加者数は1,875人となり、自己目標としていた10%を超える、14年度比10.8%（183人）増を達成した。今後も、参加意欲のあるシニア層を対象に、活動言語の習得機会を含む訓練・研修の導入などさらなる取組を進めるこ

ととしている。

また、適格な人材の確保に向けて、文部科学省等とも連携して教員の現職参加を促進する取組に注力するとともに、登録制度（選考試験で優秀な成績を修めながら、より適任の応募者がいた場合や、応募者の希望する職種の中で適合する要請がないために合格とならない場合に登録しておくもの）や技術補完研修（実務経験が少ない合格者に対して、現場での活動に必要な知識、技能等を補完的に習得させるもの）の改善などを進めた。

さらに、赴任国における在外健康管理員の配置や交通安全委員会の設置など、ボランティアに対する派遣中の医療及び交通安全面での対策を充実させるとともに、帰国後の進路対策支援についても、進路開拓支援セミナーを実施し、参加者の9割以上から、各分野の実務者の話を聞く実践的で有益な内容であると高い満足度が示されている。また、地方自治体に対して継続的に働きかけた結果、地方公共団体職員や教員の採用試験における協力隊経験者の特別選考制度等の設置が実現した（長野県、富山県、愛媛県、横浜市、京都市）。

NGOや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業については、幅広い参加を得るためウェブページによる情報提供や、国内機関による応募相談対応を積極的に行った。また、定期的にNGO-JICA連携事業検討会等を開催し、そこで得られたNGO等の意見、提言については、手続きの見直しに反映させ、事務の合理化、迅速化に努めている。さらに、様々な団体や個人が自ら取り組む多様な国際協力の試みに対する側面支援として、都道府県や政令指定都市などの地域国際化協会への国際協力推進員の配置、海外におけるNGO-JICAジャパンデスクの設置等、国内外での支援体制を強化したほか、JICA地球ひろばによる市民交流の場の提供などにより、NGO等との関係の強化を図った。これらの取組の結果、草の根技術協力事業の実施件数は15年度に比べ約3割増、市民参加協力支援事業では約8割増となった。

開発教育支援については、職員、ボランティアや専門家の経験者、開発途上国からの研修員等を教育現場などに派遣して講義を通じてその体験を学生・教員等に伝える「国際協力出前講座」、本部・国内機関への学生等訪問者の受入、開発教育に関するウェブページ（「みんなで学ぼう」「ぼくら地球調査隊」等）などにより、教育現場との連携の強化に努めた。18年度には、出前講座は2,227件（14年度比15%増）、本部・国内機関を訪問した学校数は1,081校（14年度比28%増）、ホームページのアクセス数は103,789件（14年度比115%増）に上り、大きな実績を挙げた。また、教員が国際協力の現場を訪れ、開発途上国の抱える問題への理解を深めて開発教育に役立ててもらうために、教師海外研修を実施（派遣費用の一部は本人負担）した。実施にあたっては、開発教育NGOへの委託や開発教育に関する知見を有するファシリテーターの同行などにより、研修プログラムの質の向上を図るとともに、海外研修に参加した教員間のネットワーク作りを支援し、面的な広がりや質の高い授業に向けた情報交換を促した。この教師海外研修については、文部科学省との連携にも努めてきた結果、18年度には、文部科学省から各都道府県の教育委員会に対する応募勧奨依頼の文書が発出され、教員の応募促進に繋がり、18チームで154人（15年度比22%増）が派遣された。国内でも、「総合的な学習の時間」などを利用した開発教育の浸透や、文部科学省による国際教育に関する報告書の公表（17年8月）などを受けて、開発教育への関心が年々強まっていることから、各国内機関において、教員を対象として、授業で開発教育を実践するための各種研修やワークショップを実施しており、18年度には5,146人（14年度比244%、3,652人増）と大幅に参加者が増加した。

（二）海外移住

海外移住事業については、中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着、安定を側面から支援するものであるとの認識とともに、開発途上地域における移住者支援は経済協力の目的も併せ持つとの観点から、経済・技術協力事業との十分な連携を通じて地域の開発に資するよう留意しつつ、事業の重点化を図ってきた。具体的には、高齢者福祉及び日本語教育を中心とした人材育成事業に重点を置き、高齢移住者・日系人向けの巡回診療サービスへの支援を始めとする日

系団体への助成事業や日系社会リーダー育成事業などを実施するとともに、技術協力プロジェクト、研修員受入やボランティア派遣など、経済・技術協力の枠組の中でも日系社会の支援を行ってきた。なお、18年度はドミニカ共和国移住者への特別支援策も実施した。また、14年10月に開館した海外移住資料館（横浜国際センター）では、海外移住の歴史や日系社会の現状などに関する啓発、開発教育の一環として活用されるよう常設展示に加え企画展を行うとともに、資料館ホームページを開設して情報提供を行っている。18年度の入館者は3万人を超え、ホームページへのアクセス数も227万件となった。

（ホ）災害援助等協力事業

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のための国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与について、機構は、平時の準備も含め、極めて迅速、効率的かつ効果的に実施した。

国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、18年度末までに派遣した全てのチームについて、目標とする時間内（主務大臣の命令後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣）での派遣を実現した。特に、未曾有の被害を出した16年12月末のスマトラ沖地震・津波災害では、その緊急援助活動も史上最大規模となったが、迅速かつ的確に実施し、被災国政府や被災者から高い評価を受けた。

また、緊急時に迅速、効率的な緊急援助活動を行うための平時からの取組にも注力し、チャーター便の利用を可能とする体制を立ち上げるとともに、必要機材の整備及び電子情報による在庫管理を行った。併せて、隊員等の訓練・研修については、実践的な知識の体得のため、実際のオペレーションにおける優良事例を取り込んだ研修を行ったほか、現地で救助チームを構成する警察庁、消防庁、海上保安庁、さらに海外からの災害援助関係者が一堂に参加する救助関係者の総合訓練も実施した。

緊急援助物資の供与については、18年度末までに71件を適切な規模及び内容で実施した。物資供与の実施にあたっては、災害の種類に応じて複数の情報源からの情報収集やニーズ把握を行うことにより、供与内容、数量、供与先機関を判断した。また、備蓄物資の供与を基本としつつ、現地調達を行う場合は、物資供与の現地調達ガイドラインに従って、当該調達が現地に与える影響にも配慮した上で行った。物資供与の実施体制については、災害支援の緊急性に鑑み、17年度に新たな備蓄倉庫を南アフリカ共和国・ヨハネスブルグに設置するとともに、物流効率の観点からロンドンよりフランクフルトに倉庫を移設し、4備蓄倉庫体制（残り2つはマイアミ、シンガポール）を確立し、輸送にかかる期間の短縮等期待どおり運用されている。また、供与物資の活用状況のフォローアップについて、機構の在外事務所や在外公館を通じて案件毎にモニタリングを実施し、その結果を踏まえて物資送付先について改善を図るなどの事業実施上のフィードバックも行った。さらに、NGOとの連携により、16年7月のバングラデシュ洪水災害に際しての医薬品及び生活用品の供与については、被災家庭への個別訪問によるきめ細かな配布が行われた。このような事例も踏まえ、より効率的かつ効果的な緊急援助を実施する観点から、18年度からはジャパン・プラットフォームや加盟NGOとの間で2カ月に一度定期会合を開催し、具体的な協力の可能性について協議を行っている。

（ヘ）人材養成確保

機構は、国際協力に係る優れた人材の養成及び確保を技術協力事業全般の基盤と位置づけ、また、技術協力の質的向上に直接関連するものとして、その養成研修の充実を図るとともに、専門家等登録件数の増に取り組んだ。

具体的には、15年度に、第2次ODA改革懇談会の提言を受けて、国際協力を志す人材をオールジャパンとして有効に活用するとの観点から、機構内に国際協力人材センターを設置し、求人情報や研修・セミナー情報の提供、キャリア相談等のための専用ホームページ「PARTNER」の運営を開始した。18年度末までに累計288団体が情報提供団体として登録し、7,058件の情報が提供される一方、利用者（アクセス）数も増加し、求人情報に関しては18年度は月平均約3万件を超えるアクセスがあった。また、「PARTNER」を通じた専門家等の登録

件数は18年度末時点で8,492人(14年度比5,140人増)に上った。このうち41.2%にあたる3,500人については、「PARTNER」上で専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開しており、人材リクルートの機会として、登録団体による検索、閲覧件数も月100件を超えている。

専門家となる人材の養成については、従来より専門家養成研修等を実施するとともに、受講者アンケートやヒアリングを行ってその改善に努めてきたが、よりニーズに即応した弾力的な人材養成事業を行うとの観点から、16年度に「国際協力人材の確保・養成に関する基本方針(案)策定のための調査研究」において、専門家人材の需給ギャップや国際協力人材として求められる能力などの分析を行って、本事業の見直しの指針をまとめ、同指針も踏まえて、18年度に抜本的な見直しを実行した。具体的には、専門家養成研修を廃止し、その代わりに、即戦力人材に対する能力付加型の研修として、受講対象者別に研修期間や経費(旅費等)負担を弾力的に設定する「能力強化研修」を新たに開講した。18年度は「能力強化研修」として11コースを設け、104人が受講したが、経費の受講者負担を導入したにも拘らず応募は増加し、応募倍率は平均約4倍となって、従来の専門家養成研修の応募倍率(17年度で約2倍)を大きく上回った。

併せて、開発途上国に派遣される専門家の派遣前研修も、受講者のアンケート調査の結果も踏まえ、全員必須の共通研修部分と、業務のタイプ(プロジェクトのチーフアドバイザー型、技術移転型、政策助言型等)に応じたタイプ別研修部分によるモジュール方式を導入した。派遣前研修は、派遣のタイミングに合うように毎月実施するとともに、自己診断シートを導入して研修受講前後を比較し、専門家として求められる能力の各項目がバランスよく十分に伸びていることを確認している。

また、18年度下半期からは聴講制度を導入した。これは、各省庁の専門家候補者、ジュニア専門員等が派遣前研修の講義を予め受講し、一定期間内であればその受講記録を「単位」として承認することにより、専門家としての派遣が決定した場合には希望によって受講免除とする仕組みであり、効率的、効果的な研修実施に繋がっている。

このほかに、幅広く人材育成を行う観点から、大学院生等を対象としたインターンの受入、NGO人材育成研修、大学との連携にも着実に取り組んできた。例えば、大学との連携協定第一号(16年度締結)である帯広畜産大学では、学生の協力隊短期派遣や卒業後の長期派遣、帰国後の大学院進学者への奨学金特別枠の設定等を有機的に組み合わせ、将来、国際協力の専門家や研究者・教育者として活躍できる人材の育成が図られている。

(ト) 附帯業務

機構は、開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府のODA政策、方針に基づいて、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援に取り組んだ。具体的には、現地ODAタスクフォースの枠組による在外主導により、重点開発課題を解決するための中期的なプログラムを検討した上で、具体的な技術協力プロジェクトや開発調査などの協力案件に結びつくよう、プロジェクト形成調査等を的確に実施しており、形成された案件は、事業予算削減の影響を受けつつも多くが採択に至っている。

また、調査研究については、援助課題や事業戦略の分析・検討、事業経験のレビュー及び援助手法の改善を目的として行ってきており、18年度までに50件を新規に実施した。調査研究の対象としては、国際的な課題(途上国の人口高齢化等)を取り上げ、その成果を世銀IMF年次総会や開発に関する世界規模の政策・研究機関ネットワーク等各種国際シンポジウムで発信し、高い評価を受けている。また、機構が従来より取り組んでいる総合的能力開発(キャパシティ・ディベロップメント:CD)について、事業経験を体系化し対外的な発信に努めており、現場レベルでのCDの実践に対する他国援助機関や国際機関の理解と評価に繋がっている。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画、資金計画

運営費交付金を充当して行う業務については、上記1.(業務運営の効率化に関する事項)で

定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成の上、計画的な業務運営を行った。（中期計画予算の状況はⅢ章のとおり。）

研修員受入事業等本来業務と両立する範囲で施設利用料、寄附金収入等の自己収入の確保に努めるとともに、固定的経費として事務所賃借料、公用車経費、パソコン借料、通信運搬費及び光熱水料を節減した。なお、固定的経費の節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行うことを中期計画で定め、16年度に全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」を実施した。その結果に基づき、18年度末までに、首都圏の3国内機関の再編及び中部国際センターの建替計画の見直しを行った。在外事務所についても、在外強化の下、体制の整理に係る方針を定め、在外拠点を事務所と駐在員の2つに再編することとし、移行を進めた。また、効率化目標に沿って、長期専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当等の合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組み、予算の効率的執行に努めた。

融資事業に関しては、特殊法人等整理合理化計画（平成13年2月）に基づき、開発投融資事業は14年度をもって廃止となり、14年度以降新規の融資承諾はなく、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない。これら融資事業における債権の回収については、適切に行った。なお、政府方針に基づき、18年度にドミニカ共和国における融資債権の債務緩和措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）を実施し回収促進を図った。

（2）短期借入金の限度額

実績なし。

（3）重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画に定めたとおり、16年12月にアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設をアルゼンチン国立農牧技術院に譲渡（無償）し、19年1月にドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物をドミニカ日系人協会に譲渡（無償）し、両施設の処分を完了した。

（4）剰余金の使途

実績なし。

4. その他業務運営に関する重要事項（主務省令で定める業務運営に関する事項）

（1）施設・設備に関する計画

国内機関等の既存施設改修及び身障者対応施設整備について、中期計画に基づき、各事業年度の施設・設備改修計画を策定の上、設計・施行監理、工事を計画どおり実施した。

また、業務の適切な実施及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」の実施を中期計画で定め、16年度にこれを実施した上で、その結果を踏まえ、17年3月に、国内事業の改革と国内機関の再編を柱とする「JICA改革プラン（第2弾）」を発表した。

同プランに基づき、首都圏の3国内機関（東京国際センター、八王子国際センター、広尾青年海外協力隊訓練所）を再編することとし、18年4月から、東京国際センターに研修員受入業務を集約させるとともに、広尾青年海外協力隊訓練所の位置付けを見直し、市民参加協力推進のための全国的拠点「JICA地球ひろば」として改編した上で、八王子国際センターを廃止した。八王子国際センターについては、昭和51（1976）年の開設以来、地元自治体や市民の国際協力事業への理解と協力の下、17年度末までに世界164カ国、総計11,080人の研修員を受け入れ、事業実施や施設利用者数の面で十分に実績がある機関であったが、首都圏には国際協力総合研修所を含めると4つの国内機関が配置されていることから、在外強化のための資源配分の面での経営判断に基づき、閉鎖を決定した。

中部国際センターの建替計画については、合理的・経済的となるよう計画を見直し、平成18

年度末までに基本設計及び実施設計を行った。

首都圏及び中部を除く各地域の国内機関については、各機関とも、研修員受入の経済性の観点からも一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点として活用されており、現状において廃止すべき機関はなく、現有施設を有効活用することが望ましいとの結論を得ており、この結果については、18年度の各国内機関の利用状況、事業実施実績等においても妥当であることを確認している。

国内機関については、その機能の一層の強化に向けて、開発途上国のニーズによりの確に対応した研修事業を展開するために、各国内機関の分野特性を明確化するとともに、機関間のネットワーク強化に向けた取組も進めている。

(2) 人事に関する計画

効果的かつ効率的な業務運営のため、的確な勤務成績の評価を行い、勤務成績を処遇に反映するとともに職員の意欲の向上や組織の活性化を図ることを目的として、16年度に資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を導入し、その定着を図った。18年度には全職員を対象に、前年度の評価結果を賞与及び昇給に反映させた。また、在外強化の方向性も踏まえた適材適所の人事配置に努めるとともに、国際協力のプロフェッショナルとして、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、階層別研修、語学研修、専門研修等の実施に加え、国際機関や省庁との人事交流、専門家としての派遣等実務を通じた能力開発の機会を提供した。

人員に関しては、常勤職員数及び人件費ともに中期計画で定めた範囲内であった。人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組むこととし、18年度から5年間ににおいて5%以上の削減を行うための取組を進めており、中期目標期間中の人件費総額は46,837百万円となり、当初見込額の49,000百万円を下回った。

(3) その他中期目標を達成するために必要な事項

適正な業務運営の観点から、会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指導や再発防止のための注意喚起を行った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。さらに、毎年度の業務実績に関し、外部有識者を含めて機構内部で評価を行い、業務運営に反映させるための新たな組織体制を15年度に導入し、セミナーの開催やデータベースによる情報提供のほか、業務実績の定期的なモニタリング、部署別の目標監理制度の導入等を通じて、独立行政法人評価を機構のマネジメント・サイクルに定着させた。

Ⅲ. 第1期中期目標期間における予算計画等

1. 予算計画

別表1のとおり。

2. 収支計画

別表2のとおり。

3. 資金計画

別表3のとおり。

予算計画
別表 1

(単位：百万円)

区 分		中期計画額	年度計画額 累計	決算額 累計	中期計画額と決算 額累計との差額	差額の内訳	
						中期計画額と年度 計画額累計の差額	年度計画額累計と 決算額累計との差 額
						(A)	(B)
収入	運営費交付金	569,365	573,914	573,914	4,549	4,549	0
	受託収入	19,520	15,542	12,446	△7,073	△3,978	△3,095 ※1
	開発投融資貸付利息収入	835	812	810	△24	△23	△1 ※2
	入植地割賦利息収入	15	14	34	19	△1	20
	移住投融資貸付金利息収入	304	283	227	△76	△21	△56 ※3
	その他収入	10,191	9,945	12,010	1,819	△246	2,065
	うち施設利用収入	8,930	8,835	8,830	△100	△94	△5 ※4
	寄付金	1	2	4	3	1	2 ※5
	雑収入	1,260	1,108	3,176	1,916	△152	2,068 ※6
	施設整備資金より受入	5,532	3,386	2,370	△3,162	△2,146	△1,016 ※7
計	605,762	603,896	601,812	△3,949	△1,866	△2,084	
支出	一般管理費	37,810	38,275	37,630	△180	465	△645 ※8
	うち人件費	26,275	26,882	26,557	282	608	△326
	物件費	11,535	11,393	11,074	△461	△142	△319
	業務経費	532,816	537,530	533,941	1,125	4,714	△3,589 ※9
	うち国・課題別事業計画関係費	17,326	18,273	19,855	2,529	947	1,582
	技術協力プロジェクト関係費	317,494	309,154	309,056	△8,438	△8,339	△99
	無償資金協力関係費	18,654	17,826	17,039	△1,615	△828	△787
	国民参加型協力関係費	92,875	92,998	92,032	△843	124	△966
	海外移住関係費	2,086	1,943	1,940	△146	△143	△3
	災害援助等協力関係費	2,995	3,495	3,455	461	500	△39
	人材養成確保関係費	10,781	12,226	11,452	671	1,445	△774
	事業評価関係費	2,787	3,188	2,584	△202	402	△604
	事業附帯関係費	19,715	27,380	28,195	8,479	7,664	815
	国内機関関係費	13,516	13,892	14,723	1,207	376	831
	在外事務所関係費	34,587	37,154	33,609	△978	2,568	△3,545
	施設整備費	5,532	3,386	2,404	△3,128	△2,146	△982 ※7と同じ
	受託経費	19,520	15,542	10,715	△8,805	△3,978	△4,827 ※1と同じ
	業務支援経費	10,084	9,946	9,021	△1,063	△138	△925
	うち施設運営費	8,929	8,835	8,801	△128	△93	△34 ※10
	民間協力特別支援費	1,155	1,111	220	△934	△44	△890 ※11
	計	605,762	604,679	593,711	△12,051	△1,083	△10,968

年度計画額累計に対する決算額累計の主な増減理由

- ※1 主に経済産業省、農林水産省からの受託事業が減少したため。
- ※2 開発投融資事業の繰り上げ償還が生じたことに伴う利息収入の減少。
- ※3 移住者に対する債務返済計画の見直しに伴う利息収入の減少。
- ※4 技術研修員受入れ人数の減少に伴う国際センター宿泊料収入の減少。
- ※5 スマトラ沖地震津波災害、パキスタン地震等大規模災害への寄付金の増加。
- ※6 計画段階では見積もることのできない過年度経費戻入等の雑収入が生じたため。
- ※7 主に愛知万博開催等の影響により中部国際センターの建設計画に遅れが生じたため。
- ※8 効率化計画に基づく物件費の削減、行政改革推進法に基づく人件費の削減、早期退職の促進による退職手当の削減。
- ※9 効率化計画に基づく事業経費の削減及び次期中期計画への繰越しが生じたことに伴う支出額の減少。
なお、業務経費内訳の増減は、業務経費間で予算の流用を行ったために生じたもの。
- ※10 建物管理経費、光熱水料等の固定経費を削減したため。
- ※11 民間協力特別支援費の事業未実施分が生じたため。

収支計画
別表2

(単位：百万円)

区 分	中期計画額	年度計画額 累計	決算額 累計	中期計画額と決算 額累計との差額	差額の内訳	
					中期計画額と年度 計画額累計との差額	年度計画額累計と 決算額累計との差 額
					(A)	(B)
費用の部	601,493	601,539	589,911	△11,582	46	△11,628
経常費用	601,468	601,539	589,688	△11,780	71	△11,851
一般管理費	37,810	38,275	37,201	△609	465	△1,074
うち人件費	26,275	26,882	26,626	351	607	△256
物件費	11,535	11,393	10,575	△960	△142	△818
国・課題別事業計画関係費	17,326	18,273	19,810	2,484	947	1,538
技術協力プロジェクト関係費	317,494	309,154	305,497	△11,997	△8,340	△3,657
無償資金協力関係費	18,654	17,826	17,039	△1,615	△828	△787
国民参加型協力関係費	92,875	92,998	91,865	△1,010	123	△1,134
海外移住関係費	2,086	1,943	1,914	△172	△143	△29
災害援助等協力関係費	2,995	2,671	3,558	563	△324	887
人材養成確保関係費	10,781	12,226	11,440	659	1,445	△786
事業評価関係費	2,787	3,188	2,584	△203	401	△604
事業附帯関係費	19,715	27,380	27,676	7,961	7,665	296
国内機関関係費	13,516	13,892	14,488	972	376	595
在外事務所関係費	34,587	37,154	33,245	△1,342	2,567	△3,909
受託経費	19,520	15,542	11,738	△7,782	△3,978	△3,804
交付金等事業費	0	0	1,234	1,234	0	1,234
業務支援経費	10,084	9,946	9,021	△1,063	△138	△925
うち施設運営費	8,929	8,835	8,801	△128	△94	△34
民間協力特別支援費	1,155	1,111	220	△935	△44	△890
減価償却費	1,238	1,070	854	△384	△168	△216
貸倒引当金繰入	0	0	119	119	0	119
財務費用	0	0	31	31	0	31
支払利息	0	0	31	31	0	31
外国為替差損	0	0	222	222	0	222
雑損	0	0	153	153	0	153
臨時損失	25	0	223	198	△25	223
固定資産除却損	25	0	200	175	△25	200
固定資産売却損	0	0	23	23	0	23
収益の部	601,493	601,857	597,524	△3,969	364	△4,333
経常収益	601,493	601,857	597,521	△3,972	364	△4,336
運営費交付金収益	569,365	573,873	571,266	1,901	4,508	△2,607
政府交付金収入	0	0	1,293	1,293	0	1,293
受託収入	19,520	15,542	11,738	△7,782	△3,978	△3,803
開発投融資等利息収入	1,154	1,109	1,080	△74	△45	△29
施設利用料収入	8,930	8,835	7,156	△1,774	△95	△1,679
寄付金収入	1	2	4	3	1	2
雑収入	1,260	1,108	2,410	1,150	△152	1,302
貸倒引当金戻入	0	0	838	838	0	838
資産見返交付金戻入	1,116	500	0	△1,116	△616	△500
資産見返運営費交付金戻入	147	883	779	632	736	△105
資産見返補助金等戻入	0	5	45	45	5	40
財務収益	0	0	165	165	0	165
受取利息	0	0	165	165	0	165
外国為替差益	0	0	747	747	0	747
臨時収益	0	0	3	3	0	3
固定資産売却益	0	0	3	3	0	3
純利益	0	319	7,613	7,613	319	7,294
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	319	7,613	7,613	319	7,294

年度計画額累計に対する決算額累計の主な増減理由

- ※1 効率化計画に基づく物件費の削減、行政改革推進法に基づく人件費の削減、早期退職の促進による退職手当の削減。
- ※2 効率化計画に基づく事業経費の削減及び次期中期計画への繰越しが生じたことに伴う支出額の減少。
- ※3 主に経済産業省、農林水産省からの受託事業が減少したため。
- ※4 事業団時代の交付金事業の費用が生じたため。
- ※5 建物管理経費、光熱水料等の固定経費を削減したため。
- ※6 民間協力特別支援費の事業未実施が生じたため。
- ※7 開発投融資事業の返済計画の見直しに伴う貸倒引当金繰入額の増額。
- ※8 計画を上回るリース機器等の支払利息が生じたため。
- ※9 外国為替の変動を要因とする差損が生じたため。
- ※10 計画段階では見積もることのできない雑損が生じたため。
- ※11 有形固定資産の除却損が生じたため。
- ※12 有形固定資産の売却損が生じたため。
- ※13 運営費交付金で有形固定資産を取得したために減少したもの。
- ※14 事業団時代の交付金事業の収益が生じたため。
- ※15 開発投融資事業の繰り上げ償還が生じたことに伴う利息収入の減少。
- ※16 技術研修員受入れ人数の減少に伴う国際センター宿泊料収入の減少。
- ※17 スマート沖地震災津波災害、パキスタン地震等、大規模災害への寄付金の増加。
- ※18 計画段階では見積もることのできない過年度経費戻入等の雑収入が生じたため。
- ※19 貸倒引当金の洗替えによる戻入額の発生。投融資事業等の貸付金残高減少に伴う戻入額の増加。
- ※20 運営費交付金で取得した有形固定資産額が計画額より減少したため。
- ※21 事業団時代に交付金で取得した有形固定資産の用途替えを行ったために生じたもの。
- ※22 大口定期預金及び譲渡性定期預金等による運用収益が生じたため。
- ※23 外国為替の変動を要因とする差益が生じたため。
- ※24 有形固定資産の売却益が生じたため。

資金計画
別表3

(単位：百万円)

区 分	中期計画額 (A)	年度計画額 累計 (B)	決算額 累計 (C)	中期計画額と決算 額累計との差額 (C) - (A)	差額の内訳	
					中期計画額と年度 計画額累計との差額 (B) - (A)	年度計画額累計と 決算額累計との差 額 (C) - (B)
資金支出	613,417	618,477	653,097	39,680	5,060	34,620
業務活動による支出	599,657	600,720	579,121	△20,536	1,063	△21,599
一般管理費	37,810	38,275	37,249	△561	465	△1,026
うち人件費	26,275	26,882	26,557	282	607	△326
物件費	11,535	11,393	10,692	△843	△142	△700
国・課題別事業計画関係費	17,326	18,273	19,172	1,846	947	899
技術協力プロジェクト関係費	317,494	309,154	298,454	△19,040	△8,340	△10,700
無償資金協力関係費	18,654	17,826	16,453	△2,201	△828	△1,373
国民参加型協力関係費	92,875	92,998	88,864	△4,011	123	△4,134
海外移住関係費	2,086	1,943	1,873	△213	△143	△69
災害援助等協力関係費	2,995	3,495	3,337	342	500	△158
人材養成確保関係費	10,781	12,226	11,058	277	1,445	△1,168
事業評価関係費	2,787	3,188	2,495	△292	401	△693
事業附帯関係費	19,715	27,380	27,224	7,509	7,665	△156
国内機関関係費	13,313	13,689	14,558	1,245	376	868
在外事務所関係費	34,217	36,785	33,116	△1,101	2,568	△3,669
受託経費	19,520	15,542	11,392	△8,128	△3,978	△4,150
業務支援経費	10,084	9,946	9,176	△908	△138	△770
うち施設運営費	8,929	8,835	8,956	27	△94	△120
民間協力特別支援費	1,155	1,111	220	△935	△44	△890
その他の支出	0	0	4,701	4,701	0	4,701
投資活動による支出	7,854	5,899	68,286	60,432	△1,955	62,387
固定資産の取得による支出	6,105	3,959	4,183	△1,922	△2,146	224
貸付による支出	1,749	1,940	1,403	△346	191	△538
定期預金の預入による支出	0	0	61,200	61,200	0	61,200
譲渡性預金の預入による支出	0	0	1,500	1,500	0	1,500
財務活動による支出	0	0	498	498	0	498
短期借入金の返済による支出	0	0	0	0	0	0
リース債務の返済による支出	0	0	498	498	0	498
翌年度への繰越金	5,906	11,858	5,192	△714	5,952	△6,666
資金収入	613,417	618,477	652,991	39,574	5,060	34,514
業務活動による収入	605,762	602,175	597,885	△7,877	△3,587	△4,290
運営費交付金による収入	569,365	573,914	573,914	4,549	4,549	0
受託収入	19,520	15,542	12,446	△7,074	△3,978	△3,095
開発投融資等利息収入	1,154	1,109	1,137	△17	△45	27
施設利用料収入	8,930	8,835	7,649	△1,281	△95	△1,187
寄付金収入	1	2	4	3	1	2
雑収入	1,260	1,108	2,735	1,475	△152	1,627
施設整備資金より受入	5,532	1,665	0	△5,532	△3,867	△1,665
投資活動による収入	7,655	7,284	35,194	27,539	△371	27,910
貸付金の回収による収入	7,630	7,284	7,820	190	△346	537
有形固定資産売却による収入	25	0	389	364	△25	389
譲渡性預金の払戻による収入	0	0	26,600	26,600	0	26,600
関係会社の清算に伴う残余財産の分配による中間収入	0	0	385	385	0	385
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
短期借入による収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	9,019	19,912	19,912	9,019	10,893
資金に係る換算差額	0	0	△107	△107	0	△107

年度計画額累計に対する決算額累計の主な増減理由

- ※1 効率化計画に基づく物件費の削減、行政改革推進法に基づく人件費の削減、早期退職の促進による退職手当の削減。
- ※2 効率化計画に基づく事業経費の削減及び次期中期計画への繰越が生じたことに伴う支出額の減少。
- ※3 主に経済産業省、農林水産省からの受託事業が減少したため。
- ※4 建物管理経費、光熱水料等の固定経費を削減したため。
- ※5 民間協力特別支援費の事業未実施が生じたため。
- ※6 開発投融資事業の貸付金が減少したため。
- ※7 計画を上回るリース機器等の返済が生じたため。
- ※8 繰り上げ償還や債務計画の見直し等により利息収入が減少したため。
- ※9 技術研修員受入れ人数の減少に伴う国際センター宿泊料収入の減少。
- ※10 スマトラ沖地震津波災害、パキスタン地震等大規模災害への寄付金の増加。
- ※11 計画段階では見積もることのできない過年度経費戻入等の雑収入が生じたため。
- ※12 貸付金の繰上償還、投資会社の清算等による回収金の増加。
- ※13 有形固定資産の売却益が生じたため。

